



## 随意契約理由書

件名	(仮称)豊中市福祉総合相談支援交流センター(西館)建設工事に伴う家屋事後調査委託
契約の相手方	株式会社東洋建築設計事務所
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号
随意契約理由	<p>本業務は、令和3年2月に竣工した(仮称)豊中市福祉総合相談支援交流センター(西館)建設工事により近隣の家屋に工事による影響の有無を確認するため、家屋事後調査を行うものです。</p> <p>本調査は、工事前に調査区域内にある家屋の亀裂の状態や傾斜の程度を写真撮影やスケッチで調査したものと工事後の調査との比較から損傷部分の変化を調べるものであり、前後の業務が密接な関係、かつ、前業務内容が本業務委託に重大な影響を及ぼすと認められます。また、期間の短縮及び経費の削減が確保できることから、事前調査と同一の調査会社である株式会社東洋建築設計事務所と上記根拠法令に基づき随意契約するものです。</p>
備考	